

募集要項

○入居資格

・下記(1)～(4)までの条件をすべて満たしている方

- (1) . 現に、住宅に困窮していることが明らかな者。
- (2) . 国税、地方税を滞納していない者(申込者及び同居者)
- (3) . 申込者及び同居者が暴力団員でないこと。
- (4) . 入居者全員の年間総所得を12で割った額が214,000円(収入認定額)を超えない者。

※入居世帯において、小学校就学前の子供がある方や障害がある方、入居者全員が60才以上の方は上記の収入認定額が259,000円以下となる場合があります。

*控除等

- (1) . 入居者又は同居者に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得(以下この1において「給与所得等」という。)を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき10万円(その者の給与所得等の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額)
- (2) . 同居者及び所得税法第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者(以下「控除対象配偶者」という。)若しくは同項第34号に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)で入居者及び同居者以外のもの1人につき38万円
- (3) . 控除対象配偶者が所得税法第2条第1項第33号の2に規定する老人控除対象配偶者である場合、又は扶養親族が同項第34号の3に規定する老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養1人につき10万円。
- (4) . 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき25万円。
- (5) . 入居者又は、(1)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき27万円。(その者が同項第29条に規定する特別障害者である場合には40万円)
- (6) . 入居者又は同居者に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合は、その寡婦又1人につき27万円。(その者の所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額)
- (7) . 入居者又は同居者に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合は、そのひとり親1人につき35万円。(その者の所得金額が35万円未満である場合には、当該所得金額)

○申込に必要な書類

- (1) . 町営住宅入居申込書(役場本庁／各支所にあります。)
- (2) . 所得証明(入居者全員)*申込時の最新の所得証明。
但し、年度途中の就労者または、転職／退職等の方は、月別の総支払額が分かる証明書類。(雇用者が発行した書類)。退職を証する書類。
- (3) . 住民票(入居者全員:住民票謄本可能)申込日から3ヶ月以内のもの。
- (4) . 納税証明書(入居者全員)(各種税金の滞納が無い旨の証した書類)
但し、市町村によって証明内容が異なりますのでご確認をお願いします。
- (5) . 他市町村からの申込の場合は、現住所のわかる地図。

※上記の住民票/所得証明/納税証明は同意書(住民票及び所得証明/納税証明の取得に関する)に署名押印してご提出いただければ添付しなくて結構です。但し、日高川町にて取得できる書類に限ります。(住民票については現時点で日高川町に住所のない方、所得証明、納税証明については、令和5年1月1日時点で日高川町に住所がない方は、日高川町では取得出来ません)

○入居者選考方法

- (1) . 入居者選考委員会の審査を経て、入居者を決定します。
入居申込書類等を審査、調査した上で決定致します。
※応募者が1人でも入居出来ない場合があります。

○家賃算定方法

- (1) . 町営住宅の家賃は住宅ごとの決定となり、収入に応じて8段階に分類し決定いたします。
- (2) . 毎年収入申告をすることになっており、毎年変動いたします。

○留意すべき事項及び禁止事項

- (1) . 入居決定者は、入居者協力人2名の選定が必要です。
- (2) . 入居決定者は、その権利を他人に譲ることは出来ません。
- (3) . 入居決定者は、入居前に家賃の3ヶ月分の敷金が必要です。
- (4) . 入居決定者は、基本入居決定から30日以内の入居が必要です。
- (5) . 入居後の入居者負担は、家賃の他に浄化槽維持費、集落排水維持費、ガス、電気、水道ケーブルテレビ等になります。
入居者の起因する家屋の破損、消耗品の交換も入居者負担となります。
- (6) . 町営住宅での動物の飼育は出来ません。
- (7) . 入居申込時に虚偽の申請及び、重要な事項の報告漏れ等があった場合は入居を取り消す場合があります。
- (8) . 入居期間が1年に満たない場合は、退去時の入居者負担として当該住宅の美装代が通常退去(入居者に起因する破損等)の負担に加算されます。
- (9) . 住宅の所在する地区には必ず協力してください。
地区により異なりますが、行事参加や区費の徴収があります。
- (10) . その他町営住宅は公営住宅法及び町条例等にて管理運営していますので、関係法令を厳守して下さい。

上記のことを承諾して町営住宅に申込をいたします。

令和 年 月 日
